

省令が定める基準の内容		省令の条項						
従 う べ き 基 準	1. 人員に関する基準	第5条、第6条、第12条						
	◆ 職員の資格要件、職員の専従及び職員の配置基準							
	<table border="1"> <tr> <td>▶ 養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)</td> <td>社会福祉法第19条第一項各号のいずれか(社会福祉士等)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td>▶ 生活相談員</td> <td>社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</td> </tr> <tr> <td>▶ 職員の専従</td> <td>もつばら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</td> </tr> </table>		▶ 養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)	社会福祉法第19条第一項各号のいずれか(社会福祉士等)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者	▶ 生活相談員	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者	▶ 職員の専従	もつばら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
	▶ 養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)		社会福祉法第19条第一項各号のいずれか(社会福祉士等)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者					
	▶ 生活相談員		社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者					
	▶ 職員の専従		もつばら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。					
	▶ 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置くこと。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては調理員を置かないこと可							
	▶ 施設長		1					
	▶ 医師		入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数					
	▶ 生活相談員		・常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上 ・生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること					
	▶ 支援員		・常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の数が15又はその端数を増すごとに1以上 ・支援員のうち1人を主任支援員とすること					
	▶ 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)		常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上					
	▶ 栄養士		1以上					
	▶ 調理員、事務員その他の職員		当該養護老人ホームの実情に応じた適當数					
	▶ 視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム(・「盲養護老人ホーム等」)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次による。							
生活相談員	・常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ・生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること							
支援員	・常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上 ・支援員のうち一人を主任支援員とすること							
看護職員	・入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上 ・入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上							
<p>・入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数</p> <p>・常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数が換算する方法</p> <p>・施設長は、専らその職務に従事する常勤の者。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がな</p>								

省令が定める基準の内容

省令の条項

従
う
べ
き
基
準

い場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること可

- ・サテライト型養護老人ホームの医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと可
- ・主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事すること可
- ・外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすること可
- ・主任支援員は、常勤の者
- ・看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上
- ・夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせること
- ・サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次に掲げる区分に応じ、各項目に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないこと可
 - ・介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
 - ・病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)
 - ・診療所 事務員その他の従業者

支援員数

一般入所者の数	支援員数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて十又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

別表(第12条関係)

省令が定める基準の内容		省令の条項
従 う べ き 基 準	2. 施設、設備に関する基準 ◆ 居室の床面積 ▶ 居室の床面積 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上	第11条第3項第1号、第4項第1号ロ
	3. 運営に関する基準 ◆ 身体拘束等の制限 ▶ 入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと ▶ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること	第16条第4項・第5項
	◆ 秘密保持等 ▶ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと ▶ 職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること	第26条
	◆ 事故発生の防止及び発生時の対応 ▶ 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならないこと <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと ▶ 入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること ▶ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること ▶ 入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと	第29条
標 準 と す べ き 基 準	4. 利用定員 ◆ 規模 ▶ 20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有すること	第10条

省令が定める基準の内容		省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	5. 基本方針	
	◆ 基本方針	第2条
	6. 施設、設備に関する基準	
	◆ 構造設備の一般原則	第3条、第4条
	▶ 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること	
	◆ 設備の専用	
	▶ 設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するもの。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。	
	◆ 設備の基準	第11条(第3項第1号及び第4項第1号ロを除く。)
	▶ 建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物であること	
	▶ 都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること ・非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ・避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること 		
▶ 次に掲げる設備を設けること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことが可能		
▶ 設置設備	居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、宿直室、職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室、ほか、事務室その他の運営上必要な設備	
▶ 居室	<ul style="list-style-type: none"> ・地階に設けてはならないこと ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること ・入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること 	
▶ 静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・医務室又は職員室に近接して設けること。 ・原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること ・ほか、上記に定めるところによること 	
▶ 洗面所	居室のある階ごとに設けること	
▶ 便所	居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること	
▶ 医務室	入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること	
▶ 調理室	気を使用する部分は、不燃材料を用いること。	
▶ 職員室	居室のある階ごとに居室に近接して設けること	
▶ 廊下の幅	1.35メートル以上。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上	
▶ 常夜灯	廊下、便所その他必要な場所に設けること	
▶ 階段の傾斜	ゆるやかにすること	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	7. その他の運営に関する基準	
	◆ 運営規程	第7条
	◆ 非常災害対策	第8条
	◆ 記録の整備 ▶ 設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくこと ▶ 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇計画 ・ 行った具体的な処遇の内容等の記録 ・ 第十六条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・ 苦情の内容等の記録 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	第9条
	◆ 居室の定員	第13条
	◆ 入退所	第14条
	◆ 処遇計画	第15条
	◆ 処遇の方針	第16条(第4項及び第5項を除く)
	◆ 食事	第17条
	◆ 生活相談等	第18条
	◆ 居宅サービス等の利用	第19条
	◆ 健康管理	第20条
	◆ 施設長の責務 ▶ 養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと ▶ 職員に養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第29条までの規定(運営規程、非常災害対策、記録の整備等)を遵守させるために必要な指揮命令を行うもの	第21条
	◆ 生活相談員の責務 ▶ 処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること ・ 苦情の内容等の記録を行うこと ・ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと ▶ 主任生活相談員は、上記に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うもの ▶ 生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が上記に掲げる業務を行うもの	第22条

省令が定める基準の内容		省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 勤務体制の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと ▶ 職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮すること ▶ 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること 	第23条
	<p>◆ 衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと ▶ 当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じること <ul style="list-style-type: none"> ・当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること ・当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること ・当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること ・前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと 	第24条
	◆ 協力病院等	第25条
	◆ 苦情への対応	第27条
	◆ 地域との連携	第28条